

北海道開発局建設部建設行政課担当者 様
地方整備局河川部水政課担当者 様
都道府県砂防主管課担当者 様

国土交通省砂防部
砂防計画課砂防管理室

令和2年度砂防指定地等に関するヒアリング（第3回）について（依頼）

平素より砂防行政の推進に協力下さいましてありがとうございます。

第1回目及び第2回目における砂防指定地等ヒアリング（以下、ヒアリングという。）につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う感染拡大を防止するため、書類送付による対応を行ったところですが、第3回目におけるヒアリングにつきましても、更なる感染拡大を防止するため、前回同様、書類送付による対応とさせていただきます。

つきましては、下記の内容をご覧になり、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. ヒアリング対象

(1) 砂防指定地の指定

全ての案件につきまして、書類送付による対応とします。ただし、事前に案件数を把握したいため、送付前に別添「砂防指定地の進達予定一覧」の提出をお願いいたします。

(2) 地すべり防止区域の指定

砂防指定地の指定同様とします。ただし、本年度内に農水省との協議を行う必要があるものに限ります（昨年度ヒアリングを実施した案件は、原則不要です。）

※両指定ともに、指定内容によっては、Web会議等により打ち合わせをお願いする可能性があります。

2. 書類送付期間

以下の期間を基本としますが、地すべり防止区域に関しては、農水省との事前協議の時期などにより、変更となる場合があります（農水省との協議は現在調整中ですが、3月に実施する予定です。）

(1) 地すべり防止区域

2月1日（月）～2月12日（金）

(2) 砂防指定地

2月1日（月）～2月26日（金）

なお、急ぎ指定を要する案件については、上記の書類送付期間にかかわらず、随時、指定のための協議が可能であることから、期間外送付となる理由を事前連絡のうえ、協議資料が整い次第、郵送等にて協議資料の送付をお願いいたします。

3. 提出資料

- ・「砂防指定地の進達予定一覧」、「地すべり防止区域の申請予定一覧」
- ※今年度中に事前協議を予定している案件を溪流毎に記載願います。

※砂防指定地の主担当者様に代表して送付していますが、当方への提出に当たっては、地すべり担当者間で調整した上でとりまとめの上報告願います。

※砂防指定地等の進達予定がない場合でも、その旨をメールにてご連絡願います。

4. 補足

(1) 砂防指定地関係

・新たな指定区域周辺の状況（例えば、既指定地や近接区域の状況、砂防設備の有無、国有林など関係機関との調整等）を十分に把握し、それらを図面へ反映してください。

(2) 地すべり防止区域関係

①国土交通省所管として指定する場合、その理由が不明確な場合（特に区域内で保安林や土地改良事業のみが指定・実施されている場合は要注意）や保安林などが後日確認される場合も見られますので、庁内の関係部局と十分に調整し、その状況や考え方等を確認の上、調書作成をお願いいたします。

②農水省より、1)区域内に土砂法の区域がある場合は、参考資料として、その区域が確認できる資料（基礎調査資料で、範囲が確認できる資料のみで可）を添付、2)申請理由書に国土交通省所管とする理由（法第51条関係）を明記するよう依頼されておりますので、調書作成の際はご留意下さい。

③農水省との協議にあたっては、書類審査を行い、所管等において問題無いことが確認された案件で、（都道府）県内協議が整っており、県内協議書を含む申請調書が提出された案件を原則として協議案件として登録いたしますので、協議に間に合うように庁内調整、調書作成をお願いいたします。

(3) 共通

・書類一式は、1部送付願います。

5. 提出先：水本（内線：36163、Email：mizumoto-h22aa@mlit.go.jp）